



平成 21 年 12 月 17 日

各 位

〔会社名〕 極 東 貿 易 株 式 会 社
〔代表者名〕 代表取締役社長 廣 阪 明
(コード番号 8 0 9 3 ・ 東証第 1 部)
〔問合せ先〕 経 理 部 長 苫 米 地 信 輝
(TEL. 03-3244-3592)

防衛省からの違約金請求並びに取引停止解除について

昨年 1 月 7 日付「防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求等について」の発表以降、当該事案につきましては、これまでも調査動向並びに違約金請求等のお知らせを逐次行って参りました。

防衛省の調査は装備施設本部(中央調達)による調査と陸海空の各自衛隊(地方調達)による調査が別個に進められた結果、中央調達に係る過大請求違約金の一部については、本年 4 月 24 日、7 億 2,450 万 3,129 円(延滞利息含む)の支払を実行しておりますが、本日(平成 21 年 12 月 17 日)、防衛省より地方調達を含む調査が終了したとして、最終的な過大請求に係る違約金の請求がありました。

請求内容は、同省中央調達分として、91 件、過請求額は 5 億 3,715 万 4,740 円、本件に係わる延滞利息 2 億 393 万 1,626 円、地方調達分として、324 件、過請求額は 11 億 9,769 万 7,250 円、本件に係わる延滞利息 2 億 8,472 万 7,206 円、合計で 22 億 2,351 万 822 円であります。

防衛省からの上記請求は、当社が独自で実施した調査結果及び当社が外部の有識者に調査を委嘱した第三者調査委員会の調査結果に照らし、おおむね一致していたこと、今回の事件を契機に、当社としての社会的責任を果たし、その信頼を回復するとともに、防衛省からの上記請求に応じることにより同省の取引停止処分が解除されることなどを総合的に判断し、同省の上記請求を受け入れることといたしました。

平成 21 年 4 月 24 日付「防衛省からの違約金請求について」にてお知らせいたしましたとおり、当社は平成 21 年 3 月期決算期末において、本件に関し、総額 13 億 7,576 万 400 円の違約損失引当金を計上しておりますが、今回請求総額との差額 8 億 4,775 万 422 円につきましては、今年度の特別損失として計上いたします。請求額と当該引当金との差額が発生した主な理由は、同省との見解の相違及び調査範囲が拡大したことに加え、当社が把握出来なかった取引について過大請求の事実が明らかになったこと、更に延滞利息が平成 21 年 3 月末から本日に至る分が加算されたことなどに基づくものです。

当社としては、第三者調査委員会から、本件は、当社として違約金の支払を含め、法的、社会的責任を果たすべき事案であるとの指摘を受けるとともに、再発防止策に係る種々の提言を受けており、防

衛省から取引停止処分の解除を受けた際には、二度とこのような不祥事を起こさないよう、全社一丸となって取り組んで参ります。

防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求問題に関しましては、当該事案発生から 2 年もの間、株主の皆様をはじめ社会の皆様にご迷惑とご心配をかけましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。今後につきましては、再発防止に向けたコンプライアンスの体制強化に心血を注ぎ、コンプライアンスを当社の最重要課題とした上で、全社を挙げて業務に精励する所存です。

以 上